

事務処理要領の一部変更（附則の制定）について

このことについて、次の通り変更する。

1. 制定する附則(案)

1. 平成 31 年度に限り、平成 31 年 2 月から 3 月に発生した豚コレラの発生に伴う移動・搬出制限区域内に農場を持つ加入生産者及び、豚コレラの影響により補てん契約の締結に支障が生じた単協等の管内の加入生産者について、単協等との基本契約または数量契約の締結を、F A XまたはP D Fで行なうことができる。

この場合、加入生産者は契約書に必要事項を記入して単協等に F A XまたはP D Fで送付し、単協等は記名・押印のうえ、返送する。F A Xや電子メールの受信記録（受発信者名・受発信日時の記載部分）を F A XまたはP D Fとともに保管する。

加入生産者が自ら畜産経営者であることを証するための証拠書類（契約日直近の畜産物の出荷伝票等畜産経営が証明できる資料）についても、F A XまたはP D Fで提出させることができる。

2. 平成 31 年度に限り、平成 31 年 2 月から 3 月に発生した豚コレラに伴う移動・搬出制限区域内に農場を持つ加入生産者（及び、豚コレラの影響により補てん契約の締結に支障が生じた単協等の管内の加入生産者）について、第 3 章の 2 の規定にかかわらず、基金への数量契約の変更（追加を含む）の申請期限を平成 31 年 5 月 31 日とすることができる。

3. 平成 31 年度に限り、豚コレラの発生に伴う移動・搬出制限区域内に農場を持つ加入生産者（及び、豚コレラの影響により補てん契約の締結に支障が生じた単協等の管内の加入生産者に係る）に係る第 1 四半期の通常補てん積立金の基金への納入期限を、第 5 章の 4 の規定にかかわらず、平成 31 年 6 月 30 日とすることができる。

4. 平成 31 年度に限り、平成 31 年 2 月から 3 月に発生した豚コレラに伴う移動・搬出制限区域内に農場を持つ加入生産者及び、豚コレラの影響により補てん契約の締結に支障が生じた単協等の管内の加入生産者が契約移動を申請する場合、第 7 章の 1 の規定にかかわらず、基金間移動の申請期限を平成 31 年 5 月 15 日とすることができる。

5.変更後の事務処理要領は、平成 31 年 3 月 5 日から適用する。

2. 変更の理由

豚コレラの発生に伴う移動・搬出制限区域内に農場を持つ加入生産者及び、豚コレラの影響により補てん契約の締結に支障が生じた単協等の管内の加入生産者への、契約締結のための訪問を、防疫対策上回避すべきこと、及び、豚コレラが収束するまで一定の時間を要する見込みのため。